

## テキストの使い方

他の労働法は、例えば皆さんが社労士として活躍する際、顧問先や相談者の相談、アドバイス業務、コンサルタント業務を行う時に相手に伝えるための「情報」となることが多いため、法律の用語などを正確に覚えておく必要があります。これに対し、労働保険徴収法は、第1条の趣旨にあるように、実際の「**労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続き**」の方法、「**労働保険事務組合等に關し必要な事項**」について定められており、**正確な「実務」ができるようになるための手順をまとめたもの**となっています。

このため、社労士試験の対策としては、法律の条文をそのまま覚えるよりも「労働保険料を納める」という視点で、「保険料の申告書等を正しく書き上げるために必要な知識」を身につけることが得点を伸ばすきっかけになります。

そこで、このテキストでは、実際の申告書の内容に沿って、徴収法に定められている事項を確認していきます。

完璧な申告書を書けるようになるのは、社労士試験に合格した後で構いませんが、試験に臨む際、条文の文字だけを思い出すのではなく、申告書の書式（映像）を思い出し、横断的に必要な知識を引き出せるようにしたいと思います。

また、労働関係の法律は、その内容に似たような内容が多く、学習が進めば進む程、他の法律内容と混乱する部分が出てきます。そこで、このテキストの具体的な使い方として、初学者の方は本文を中心に押さえる。他の法律を含め一通りの学習が終わった後、再度徴収法を学習しようとする方は、《モヤっとポイント》も含め、混乱しやすい内容を整理しながら押さえるようにしてみてください。

上記にもあるように、徴収法は労働保険料を納めるための実務に関する内容がほとんどですから、できる限り、満点（出題数6点分）を取れる状態にしたいと考えています。ここ5年程の択一式の合格点は45点前後となっていますので、徴収法で満点（6点）が取れれば、残り39点。だいぶ心に余裕が持てるようになります。

しかし、徴収法は全体のうちの6点分にしかなりませんから、効率よく学習を進めていきましょう。

※ このテキストは、「労働保険料 概算・確定保険料 申告書」を元に、事業を開始した時点から、年度末までの時間の流れに沿って、徴収法の出題ポイントを確認していきます。

## ● 概算・確定保険料申告書